

# 検査の算定について

患者の主訴に基づく検査を算定してください。

たとえば前眼部病名だけの精密眼底検査の算定や若年者の眼圧測定などは注意してください。

# 傷病名が外眼部疾患（霰粒腫・ 麦粒腫等） のみの場合

初診時：若年者の眼圧は算定不可  
眼底検査は実際に行った場合  
算定可

再診時：眼圧・眼底検査は不可

# 屈折病名のみでの眼圧検査

若年者は算定不可

## 結膜炎等でステロイド剤点眼時

眼圧検査：2回／月まで、3回必要の場合  
注記必要

眼底検査：1回／月まで

# 眼底 3次元画像解析（OCT）

網膜硝子体疾患、緑内障

高眼圧・緑内障疑いでも算定可能

眼底カメラとの同時算定はできません。

屈折病名だけでの算定はできません。

以上ご注意ください。

# 眼軸長

光学的眼軸長測定と超音波Aモード法  
同時算定は出来なくなりました。

眼軸長検査は主に白内障手術の術前検査  
で認められます。屈折病名、緑内障、  
眼鏡処方や老視では認められません。

# 抗VEGF製剤等

ルセンテイス・マクジエンはG 0 1 6 硝  
子体内注射 5 8 0 点

ベバシズマブ（アバスチン）は算定不可

トリアムシノロン（ケナコルト）はK 2  
7 8 硝子体注入・吸引術 1 9 0 0 点

# 睫毛抜去（少数の場合）

他の眼科処置又は眼科手術に併施した場合は、その所定点数に含まれ別に算定出来ない。

# K 2 8 2 水晶体再建術

眼内レンズ挿入を予定して手術を行ったが、合併症のため眼内レンズは挿入せず、数日以内に眼内レンズを挿入した場合：

K 2 8 2-2 水晶体再建術（眼内レンズを挿入しない場合）と

K 2 8 2-1 水晶体再建術（眼内レンズを挿入する場合）の両方を算定可能



# 負荷屈折検査

負荷屈折検査（138点）は屈折（69点）＋負荷後屈折検査（69点）として算定し138点となります。

同時に屈折検査（69点）を算定すると重複となりますのでご注意ください。

## D262 負荷調節検査について

「眼精疲労」や「神経疾患」などの調節障害が考えられる疾患に対し連続近点計測検査・読書負荷前後の調節近点の検査などをした場合算定出来るがルーチンに行われる検査ではありません。

眼内レンズ挿入眼や高齢者（65歳以上）などの調節力が喪失した状態は適応外。

近見眼鏡処方だけでは算定不可

# 初診時検査

D277涙液分泌機能検査

D268眼筋機能精密検査及び輻輳検査

D272両眼視機能精密検査

初診時であつても該当傷病名が必要。

屈折と矯正視力の併施（屈折病名必要）

# 粘弾性物質

硝子体手術時の粘弾性物質の算定は出来ません。

白内障手術あるいはIOL挿入術との併用時は算定可能です。粘弾性物質の量は2本まで、それ以上は必要な理由を注記してください。

実際に使用した分のみ請求してください。

# 疑い病名での治療

疑い病名での投薬、治療は原則認められません。

急性期の病名は認められる場合があります。

縦覧審査がはじまります。疑い病名を長期間続けると査定の対象になります。速やかに診断を確定して下さい。

# 術前検査

術前検査での血液像、尿沈査は算定出来ません。

3ヶ月以内の術前検査2回は算定できません。

## 術前検査 2

- B-モードエコー、
- フィブリノーゲン
- 尿糖定量

以上はルーチンの検査としては認められませんので、ご注意ください。

白内障術前検査でASLO、RA、静的量的視野  
・動的量的視野検査、眼底カメラは算定できません。

E R Gは眼底透見不能の場合に算定可能

# 手術中の抗生剤

手術中の抗生剤の全身投与は認められますが、術野洗浄は認められません。

術野洗浄は抗生剤の点眼を使用してください。



# 術後検査と投薬

順調な経過での白内障術後 1 ヶ月で精密眼圧、精密眼底検査は 3 回程度までです。

片眼手術で両眼精密眼底検査は認められません。

術後の抗菌薬の投与は 3 ヶ月までです。

# ネバナック点眼薬

適応症：内眼部手術における術後炎症

白内障手術・緑内障手術・硝子体手術

レーザー後囊切開術・虹彩切開術・

線維柱帯形成術

網膜光凝固術・光線力学的療法

術後1～3ヶ月まで

# 白内障手術時

角膜曲率半径：

両眼手術時 3 回まで / 手術月

片眼手術時 2 回まで / 手術月

翌月から 1 回 / 月

術後眼底検査：

手術眼につき術後 1 ヶ月は 3 回まで。

片眼手術で両眼精密眼底検査は認め

られません。

# 手術

手術眼の左右を必ず記載して下さい。

光凝固術後の抗生剤の点眼処置は認められません

角膜内皮検査は術後3ヶ月までは月1回、  
4～6ヶ月で1回。

# 点眼薬処方

新薬の場合一処方で2週間分まで、  
一般的に和歌山県では3本まで。

# 返戻付せん

返戻時には返戻付せんに記載し、  
レセプト本体およびカルテ・レセコンも  
訂正することが必要です。